

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	信州の木活用課	整理番号	2-3
処分の種類	業務停止又は役員改選命令			
根拠法令条例等・条項	森林組合法第113条第2項			
処分の概要	第113条第1項の命令に従わない場合に行う業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令において言い尽くされているため)</p> <p>法第113条第2項 行政庁は、組合が前項の規定による命令に従わないときは、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ずることができる。</p> <p>「森林組合法等に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について(平成6年9月29日6-8林野庁林政部森林組合課長通知)」 第2 (6)法第113条第2項の規定による組合の業務停止及び役員の改選命令に係る処分の基準は、同項の規定のとおりとする。</p>			
基準の制定根拠	<p>森林組合法第113条第2項 森林組合法に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について第2(6) (平成6年9月29日6-8林野庁林政部森林組合課長通知)</p>			